～ 相生市からのお知らせ ～

介護サービス事業所・施設
新規指定・指定更新申請の手数料について

相生市では、下記のとおり手数料の納付が必要となります。

R6～

事業の種類	新規指定申請 手数料	指定更新申請 手数料
地域密着型サービス （地域密着型介護老人福祉施設を除く。）	20,000円	10,000円
地域密着型介護老人福祉施設	30,000円	15,000円
居宅介護支援事業	20,000円	10,000円
地域密着型介護予防サービス	14,000円	7,000円
指定介護予防支援事業	14,000円	7,000円
介護予防･日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業	14,000円	7,000円

※手数料は、指定の納付書にて納付の上、申請書と共に領収書を提出してください。

※新規指定申請については、事前にご相談の上、事業開始予定日の前々月までに申請を行ってください。

※更新申請(6年ごと）については、当市から送付する通知に沿って、申請を行ってください。

※審査の結果、新規指定・指定更新がされない場合がありますが、その場合でも手数料は返還しません。

【問い合わせ先】
相生市長寿福祉室　（総合福祉会館１階）
（TEL）0791-22-7124
（Mail）kaigohoken@city.aioi.lg.jp